

とやま呉西圏域連携 就業マッチング支援事業業務委託仕様書

1 業務名称

とやま呉西圏域連携就業マッチング支援事業業務委託（以下「本事業」という。）

2 業務目的

2028年春卒業予定者をはじめ、2027年春卒業者、転職希望者、UIJ ターン希望者、留学生など県内外の求職者と、富山県西部6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）で形成する、とやま呉西圏域（以下「圏域」という。）内企業とのマッチング機会を創出し、圏域内企業における人材確保を図る。

また、人材確保においては各企業の採用力向上が重要であることから、圏域内企業が自社の魅力発信など求職者の関心を集められるような取組みを推進できるよう、支援する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 提案限度額

7,080,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務内容

（1） 合同企業説明会の開催

①内容

圏域内企業と求職者のマッチングを図るため、対面方式による企業説明会を開催

②実施日

令和9年3月9日（火）

※午前・午後の二部構成とする。

③実施場所

高岡テクノドーム（高岡市二塚 322-5）

※会場使用料や備品借上料のほか、設営や運営に掛かる経費全て、委託業務の中に含むものとする。

④参加対象

・県内外の学生等（2028年3月卒業見込み、2027年春卒業者等）

・転職希望者やUIJ ターン希望者、留学生など、圏域内企業へ就職を希望する者

※参加料は無料とすること。

※大学1・2年生等の見学を受け入れること。

⑤目標参加人数

300 名

⑥募集企業

圏域内企業に事業所を有する企業 150 社以上

※企業の選定においては、公募を行い、受託者が参加企業案を作成し、本事業の事務局である高岡市と協議したうえで決定すること。また、企業との折衝は受託者で行うこと。

※募集期間中に参加企業が集まらない場合は、事務局である高岡市と協議の上、受託者において積極的に声かけを行う等により、参加企業の確保に努めること。

⑦参加負担金の徴収

参加企業の参加負担金（出展料等）は、1 企業あたり金 10,000 円とし、本事業の受託者は、参加企業から参加負担金を徴収し、高岡市へ納入すること。

なお、参加企業が自社の PR をより効果的に行うための、更なる有料の追加メニューを提示することは妨げない。追加メニューの内容及び料金設定は、事務局と協議の上、決定すること。なお、追加メニューに係る契約は、参加企業と受託者とで締結すること。

⑧ブース設置

会場内に各企業ブースを設置するにあたり、机、椅子、背面パネル、電源等を配置すること。また、募集企業のブース以外に、圏域内 6 市の人事担当ブースを設置すること（午前・午後各 3 ブース）。

⑨参加企業向けマニュアル作成

企業ブースを訪問し、企業理解を深めてもらえるきっかけづくりとして、参加者の興味を引くブースの設営方法について記載したマニュアルを作成し、参加企業へ事前に配布することとする。内容については、事前に事務局と協議すること。

⑩当日配布用パンフレット作成

参加企業を PR するパンフレットを作成し、当日参加者へ配布すること。

⑪交流会の開催

参加者が午前・午後両部への参加意欲が沸くよう、午前・午後の部の間の時間帯に、参加企業で働く若手社員との交流会を合同企業説明会の会場内又は会場付近にて実施すること。また、企業との折衝は受託者で行うこと。なお、交流会は飲食を伴う形式とし、軽食を提供すること。

⑫その他

- ・参加者による企業ブース訪問数の増加が期待できる効果的な方法を、具体的に提案すること。
- ・各企業ブースにおいて、参加者が採用（求人）募集対象（新卒者、一般求職者、理系・文系等）について判別しやすい方法を提案すること。
- ・参加企業及び参加者への当日アンケート調査を実施し、結果を集計のうえ、報告すること。アンケートの内容については、事前に事務局と協議すること。
- ・令和 7 年度合同企業説明会参加企業に対して、10 月以降に採用状況の追跡調査を実施すること。アンケートの内容については、事前に事務局と協議すること。
- ・富山県の補助事業に当該事業が採用された場合は、補助事業利用を希望する参加

者に関連書類を当日配布すること。

(2) プロモーション業務

参加者を募集するにあたり、効果的な方法で事業のPRや募集活動を実施すること。

特に、目標参加人数を達成するための具体的な方法及び県外からの参加者獲得に向けた周知方法について提案すること。

また、企業説明会参加予定者が説明会前に参加企業の情報収集を行えるよう、企業情報の概要や企業紹介動画等を事前にWEB等を活用し発信すること。

(3) 報告書の作成

各実施内容について取りまとめを行い、報告書を作成すること。なお、報告書には、参加企業及び参加学生の意見の集約、それらを取りまとめた上での考察を行うこと。

(4) 成果品の納入

本事業で納入する成果品等は以下のとおりとする。

・業務実施計画書	1 式
・業務報告書	1 式
・アンケート結果	1 式
・その他、市が必要と認めたもの	1 式

(5) その他

受託者は、上記の業務を実施するにあたり、事業が円滑に行われるよう事務局との調整、参加企業との調整、事業全体の統括等を行う。

6 その他

(1) 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令及び条例、その他の規定等を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の管理及び取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に行うこととし、万一、個人情報に関する事故が発生した場合は、直ちに事務局にその旨報告しなければならない。

(3) 守秘義務

業務の遂行上知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。

(4) 成果物の帰属

本事業の実施により得られた成果品、情報等は、高岡市に帰属し、受託者は許可なく使用または流用してはならない。また、高岡市が貸与した資料に基づく成果品データの著作権・所有権等の権利は、高岡市が有する。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、高岡市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。再委託の可能性がある場合は、提案書の中であらかじめ明記すること。

(6) 目標参加人数の確保

受託者は、目標参加人数を達成するために効果的と思われる広報活動を行い、最大限の努力を行うこと。

(7) 留意事項

受託者は、実施内容や使用する資料については、事前に事務局と協議すること。また、受託者は事業実施のために必要な会場設営、運営スタッフの手配、当日受付、問い合わせ窓口、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。